

人種差別の実体

アパルトヘイトとは……

南アフリカ共和国の人種隔離と
国際連合の対策について



国際連合広報センター

は し が き

アパルトヘイト政策と云ってもピンとこない方が多いでしょう。しかし、南アフリカ共和国がとっているこの政策は、国連総会によって何度となく「人類に対する罪」として強く非難されているばかりか、「世界の平和に対する脅威である」とまで云われています。南アフリカ政府にこの政策を放棄させるために同国との貿易をやめようという決議もなされました。日本政府も南アフリカ共和国との貿易を少なくする努力を行っていますが、また貿易量は比較的多いといわれます。

このパンフレットは、南アフリカ共和国のアパルトヘイト政策がどのようなものであり、事実がいかに重大であるかを世界のできるだけ多くの人々に理解していただくため、ウ・タント事務総長の下で国際連合事務局の広報局が作成したものです。

本文中の事実や数字などは国連の公式文書から引用しており、加盟国によって確認されているものです。これら公式文書名は、このパンフレットの付録1（22頁）にのせてあります。

アパルトヘイトとは何ですか。

「アパルトヘイト」とは南アフリカ共和国が行なっている人種差別政策のことですが、言葉のものの意味はアフリカーンという南アフリカ公用オランダ語で「はなれてゐること」、「^{かく}隔離」です。すなわち、南アフリカに住んでいる人々を人種別に分けて考え、お互いにまじり合うことを国の方針として禁止しようというものです。この政策のもとでは、それぞれの人種によって、してよいこと、してわるいことが違って、ある人種にぞくする人は自由にしてよいことでも、他の人種にぞくする人がすると罪になるというように、人種にもとづく差別のもとで人々の生活が営まれています。簡単な実例をあげれば、ある人種の人々は、政府が勝手にきめた「指定居住地区」に住むことを強制され、何かの用事が出来て指定された地区から出て、例えば、隣村をたずねなければならないという場合にも、役場の許可が必要なのです。もし、許可をもらわないで指定地区の外に居ることがみつかりと捕えられ罰を受けます。この罰も、民主主義の国では、法律にもとづいて、法律による手続きを経て、本当にその人が罪をおかしたことが明らかになってはじめて下されるのですが、南アフリカ共和国では、警察などが、勝手に何か月も刑務所に放りこんでいたり、裁判もしないで刑罰を与えたりすることもあるのです。また、文明国ではざんこくな刑罰として行なわれないムチ打ち刑などという罰が南アフリカにはあって、非常に多く行なわれています。

政治の上では、ある人種の人々には非常に限られた権利しか与えず、選挙権や非選挙権が極端に制限されています。

ある人種に属する人々は政府の役職や銀行、会社などの重要なポストにつくことはできず、医師や法律家になるみちはほとんど閉ざされています。これらのポストは別の人種にぞくする人々にほとんど独占されており、従って給与の点でも権利が制限されている人種にぞくする人々は、されていない人々に比べて平均10分の1以下しかもらっていないということです。教育の面からみると、人種毎にことなる教科書を用いてそれぞれちがう内容のことを勉強します。そして劣った立場におかれた人々の子供達には、人種がちがうから自分達には権利が制限された生活が適しているので自分達は幸福であると教えられます。最近では人種毎に別の大学がつくられていますし、キリスト教会さえ一部ではA人種用の教会はB人種を入れてくれません。A人種の男の人はB人種の女の人を好きになって結婚することは禁じられています。ある人種とち

がう人種が一つのスポーツのチームをつくることも許されていませんし、ある人種のチームと他の人種のチームの試合さえも禁止されています。

このように社会のすみずみまで人種によって異なる生活が強制され、異なる権利が法律によって定められているのが南アフリカのアパルトヘイトで、これだけの例からみても他の国々でのいわゆる人種問題とは全然性質がちがうことがよくわかるでしょう。そして問題は、全体として常に優位にあるのが少数の白人で、権利をもっとも極端に制限されているのはバンツール族といわれるアフリカ原住民の人々だということです。（国際連合自体はこのような皮膚の色などによる人種的な分類をみとめてはいませんが、事柄の性質上、南アフリカで行なわれている分類を使わざるをえません。）

南アフリカ政府の主張によるとこのアパルトヘイト政策の目的は、「現在治めている国民を向上させて、各人種が自分達のことは自分達できめてゆけるようにする、それぞれの人種がもっている文化や先祖代々うけついできた伝統、特質を自分達の意思にそって大切にしていこう」ことであり、その政策は「どちらの人種がすぐれていてどちらが劣っているという考えにもとづくのではなく、人種によって文化や生活様式、伝統や進歩の段階の程度がちがう」から、当然人種によってちがう政策をとるのが当たり前だということです。（付録Ⅰ、１）

それでは国際連合はアパルトヘイトをどのように考えているのでしょうか。国連はアパルトヘイトにたいする南アフリカ政府の上のような説明をまったくみとめることが出来ないという態度をこれまでに幾度も明らかにしました。18年も前の1950年、国連総会は「アパルトヘイトの政策が人種差別の考えにもとづいていることにまちがいない」（決議395（Ⅴ））という意見を発表していますし、最近でも、アパルトヘイト政策は「人類に対する罪」であるときびしく非難しています。

国連に最近提出された差別にかんする特別研究書の中で、H. S. クリス氏は次のようにのべています。「アパルトヘイトはいろいろのちがった人種の人々が、助け合って共に生活しようという考えを否定している。その目標は、昔ながらに白人でない人々を劣った地位におき、この人達を国のあらゆる政治活動、経済、社会生活、文化生活から完全にしめ出そうとするもので、最終的には住む地域さえも人種毎に分けてしまおうとしている。」（付録Ⅰ、２）

1967年の7月から8月にかけてアフリカのザンビアという国でひらかれた「アパルトヘイトにかんする国際セミナー」では、アパルトヘイトの現実を知り、論議した末、「このような非人間的な人種差別は、人類に対する罪であって、単に南アフリカ

の社会不安をひきおこすばかりでなく、アフリカ大陸以外の世界にも不安をおこし、平和のさまたげになる」と結論しています。

アパルトヘイトのような人種差別主義には、何か科学的根拠があるのでしょうか。

a 今日生きている世界中の人間は同じホモサピエンスに属するもので、もともと同一の祖先にさかのぼる。

b 人間を生物学的に「人種」に分けることは科学的ではなく、単に昔からの習慣によるものであって、これに上下の等級をつけるようなことは不可能である。多くの人類学者は、人間が様々に異なっていることの重要性をみとめてはいるが、「人種」に分けることには科学的いみを認めていない。

c 現在の生物学では、文化の程度の差を発生学的な差にもとめることを否定している。異なる人々の間の発達の程度のちがいは、その人々の文化的歴史のちがいにあ

る。今日の世界中の人々は、すべてどのような高い文化水準にも達することができる生物学的な潜在力を等しくもっていると考えられる。

以上は最近、ユネスコが発表した声明の一部分で、16カ国から集まった18人の生物学者、民族学者、歴史家、法律家などの意見をまとめたものです。人種と人種的偏見にかんするこの声明の中で、専門家達は「人種主義は、これに苦しめられる人々の向上を妨げ、これを行なう人々をだ落させ、国民をばらばらにし、国際的争いをはげしくさせて世界の平和をおびやかす」と述べています。(付録Ⅰ、3)

南アフリカ人口の民族的構成はどのようになっていますか。

南アフリカの人口は、同国政府によってこれまで4つの民族的グループに分けられてきました。それは、ヨーロッパ人、アフリカ原住民またはバンツール族、アジア人および有色人です。(付録Ⅰ、2)

「ヨーロッパ人」という言葉は、ヨーロッパの系統の人々のことです。「アフリカ原住民」というのは「純血のバンツール族の人々」のことを指します。「アジア人」はアジアの人々ですが、主にインド人とインド・パキスタン人を云います。「有色人」は入り混じった系統をもつ人々のことで、これまで守ってきた異なった法律的、社会的地位があるために原住民やアジア人から区別されるマラヤ人とかその他の人々を指します。

南アフリカの 아프리카人住民はヨーロッパ人よりはるかに多く、アフリカ人4人にヨーロッパ人1人の割合です。1967年の南アフリカ人口推定によりますと民族構成は次のようになります。

バンツール（アフリカ人）	12,750,000
白人	3,563,000
有色人	1,859,000
アジア人	561,000
	18,733,000

以下、この分類にしたがって話をすすめますが、有色人というのはここではふつう考えるようにアフリカ人やアジア人のことではないということをよく頭に入れてから読んで下さい。すなわち、他の国々でみられるように、一般にいて白人対有色人という2つの分け方ではなくて、白人は申すまでもなく、バンツール族、有色人、アジア人それぞれについて一々、ちがう政策が行なわれているということです。

南アフリカ共和国はいつ頃からアパルトヘイト政策をはじめたのですか。

国際連合の調査によりますと、人種差別政策は南アフリカ共和国が南アフリカ連邦として1910年に誕生したときに始まり、それ以来幾度か交代した政府はいずれも同じような政策をとってきました。南アフリカ連邦の成立を定めた1909年の法律では、連邦内のケープ州とナタール州に住む有色人種と、ケープ州のアフリカ人にはごく限られた政治的権利を与えた以外には、議会の選挙については白人だけに投票する権利と選挙される資格があると定め、他の人種が選挙を通して国の政治に参加する権利を制限しました。ところがわずかに残されたこの州でのアフリカ人の権利も、1960年に廃止され、今や政府は上の2つの州の有色人の権利すらも廃止したいと考えています。

1965年5月、当時の法務大臣は、議会に白人以外の人々を参加させていることについて「われわれは、議会における有色人の代議制をみとめてきたが、それは歴史的にやむなくやってきたことであって、南アフリカ共和国の運命を決める議会において近い将来、白人が、いや白人のみが、議席につく権利をもつことにしたい」と語っています。

アパルトヘイト制度の下では、アフリカ人はどんな政治的権利をもっていますか。

1948年以前には、アフリカ人の政治的権利は、「1936年の原住民代議制法」によって規定されていました。この法律によると、ケープ州のアフリカ人選挙人は議会に3人の議員をえらぶ資格がありましたが、このとき選ばれる資格があるのはアフリカ人でなくて白人でした。また第二投票選挙というとても複雑な制度にしたがってアフリカ人は4人の上院議員を選んでいました。さらにその法律では、主に選挙でえられた代表で構成する原住民代表者理事会を設けていましたが、理事会の役割はただ、意見をもとめられた場合にそれに答えるという機能をもっているにすぎませんでした。

1948年にはじめて、アパルトヘイト政策は正式に国家を支える主な方針と定められ、制限されていたとはいえ、少なくともそれまでみとめられていたアフリカ人代議制というやり方も御破算になりました。このことに関する政府の考えは、人種を別々にすることによって平等な政治的権利が守られるというものでした。これによればアフリカ人は白人地域で（この国では人種によって住む場所が定められています。アフリカ人のための原住民居住地区を除いた全部が白人地区ということになりますが、この2つの地域の広さの割合は原住民地区1に対して白人地区6の割合です。原住民が人口の約70パーセントを占めていることを思い出して下さい。これまでもっていた権利を失なう代りに、原住民居住地区の自治の権利をみとめようというものです。政府の政策は次のことばによく表われています。

「……パンツール族は労働力を提供するために白人地区に居るのはかまわないが、市民の資格をとったり、政治的権利をえたり、社会的同化といったいろんな特権をうけるためであってはならない……」

「1951年のパンツール権限法」は、先にあげた原住民代表者理事会を廃止して新たにいくつかのパンツール族管理局の設置をきめました。後日、「1959年パンツール自治法」はアフリカ人のごく限られた参政権をとり上げ、議会における制限された間接代議制をもやめてしまいました。この自治法は、国内の264カ所に分散しているアフリカ人居住地区を次第に8つの自治部族単位に集め、これらの単位を治める地域管理局を設立しようとしたものです。政府はこれらの政策によってパンツール部族単位を段々と調和よく発展させるに必要な骨組みがつくられてゆくと公言し、もしこの政策を批判、非難する者があったとしても、それならこれに代る唯一の方法というのは数の上では黒人

が多いのだから黒人が白人を支配するというようなひどい人種共同社会になるということであるが、そんなことは想像することもできないといっています。(付録Ⅰ， 2)

バンツール族計画は「個別的な発展または秩序ある共存によって各種族がそれぞれの領域内で自由に権利を行使することができる」政策であると政府は云っていますが、それは本当ですか。

国際連合の調査によると、バンツール族計画は「大多数の住民の権利をひどく侵害している」ということです。そのことは、国全体の13パーセントの地区で自治を得る代りに、残りの87パーセントでは平等の権利をもつという希望を失なうことをいみしています。また、原住民居住地区はアフリカ人の故国であるというふうに政府は宣伝していますが、現実にはアフリカ人の38パーセントしかここに住んでいないという事実と矛盾しています。一方、アフリカ人は、白人のための都市域や白人用の農村地区でもやはり多数を占め、原住民地区とはほとんど、あるいは全く接触がありません。それどころか、原住民地区はそこに住む人達全部をまかなうだけ十分な経済的資源さえないのです。一方大多数のアフリカ人は都市の生活に密着しているのに、バンツール政策は部族主義をおしつけ、強め、それを利用してアフリカ人が平等をもとめる希望をくじこうと意図しています。(付録Ⅰ， 2)

どのようにして人種隔離^{かくり}がおこなわれているのですか。

南アフリカ政府は、現在、都市や工業地帯にいるアフリカ人労働人口を制限し、これを減少させることを計画しており、これによって1978年までにアフリカ人労働者がその居住地区から白人地域に流れ込むのを防止しようとしています。南アフリカ政府は、具体的には、アフリカ人の「流入制限」と失業者の居住地区への退去を強制することによってこの計画を実現させようとしており、また、すべての有色人種を東ケープ地域のトランスケイとシスケイの大部分の地域から西ケープ地域に移動させようとしています。1967年1月19日、ハーク企画大臣は、内閣委員会が作成した、東ケープ地域を有色人労働者地域とアフリカ人労働者地域に分ける計画を発表しました。この人種別の労働者地域はレーバー・プレファレンス・ゾーン、すなわち労働者優先地域と呼ばれていますが、人種別に働ける地域を制限しようとするものです。この計画によると、アフリカ人労働者はフィッシュ川とアリワル・ノースの間に引いた線の東側に、また、有色人はこの線の西側に、労働地域が制限されることになります。このた

め、先に述べたように、有色人種を東ケープ地域のトランスケイから西ケープ地域へ移動させる必要があり、移動させられる有色人は14,000人にも上ります。しかし、一部分の有色人は、東側のイースト・ロンドン、クイーンズ・タウンおよびキング・ウィリアムズ・タウンなどの都市を含む地域の中に特別に設けられた集団地域に残留することが許されることになっています。

都市地域では、「1950年の集団別居法」とその改正令によって、種々の人種集団が分離されています。ハーク企画大臣は、1967年5月26日、議会で報告し、「現在までに、1,000カ所以上の集団地域が、291の地方に設けられた」と発表し、さらに、「以上の他、102カ所の集団地域を設けることを目下考えている」と述べました。

この計画を実行するため、何万、何十万のノン・ホワイ（白人以外の人々）が家を追われ、国が定めた地域に移住しなければなりません。（付録Ⅰ，4）

南アフリカ国内で、集団別居法に対してどんな反響がありましたか。

この国の国民を厳密に人種の違いだけを基準にして分離する計画に対して、いろいろな筋から起った反響は、次の引用文によくあらわれています。

ケープタウン英国国教会のロバート・セルビー・テイラー大司教―集団別居法は、「はっきりと正義に反しており……不正と不法をなすものである。このようなことをすることは、私達が将来刈り取ることになる苦難の種をまいていることになるのだ。」

南アフリカ人種関係研究所―「当研究所は、集団別居法の精神、目的およびその実施を、再び非難する。なぜならば、どのような人種がその対象となるにせよ、この法律の意味するものは、安定した共同社会の完全な大量追放であり、結果として社会生活および経済生活を破壊することになるからである。」

ケープ半島教会評議会執行委員会―「ケープ半島で実行されている集団別居法は聖書の精神に反しており、それ故にキリスト教国家で行なわれてはならないものである、という私達の確信を繰返す。」

トランスバール州インド人評議会会長ナナ・サイタ氏―「集団別居法は、それが適用される者に対して極めて残酷、無情、グロテスク、忌むしく、不道德、下劣で屈辱的なものである。人間の苦しみ、みじめさや不幸に関係なく冷酷にインド人達に対して強制されているこの集団別居法がどうして正義に基づいているといえようか。それはどんな人間にとっても理解することのできないものである。」

サイタ氏のこの声明は、彼が40年も住みなれていたプレトリアの家から出ていくこ

とを命ぜられ、それに従わなかったため訴えられ、有罪とされた時、裁判所の被告席から述べられたものです。(付録Ⅰ，4)

南アフリカ政府が制定した法律で、社会的に重大な結果をもたらしたものにどんなものがありますか。

人種の社会的混合を禁じている法律は数多くあります。その主なものをあげると、「1949年の混合婚姻禁止法」と1950年、1957年の「背徳禁止(改正)法」が異なった人種間の結婚や性関係を犯罪であると規定しており、例えばアフリカ人が白人と結婚すれば8年の体刑が課せられるようになっていました。1964年には、これらの法律の下で790人が起訴され、382人が有罪の宣告を受けました。

1953年の「娯楽施設分離法」は劇場など公共施設や交通機関の利用者を人種別に指定して、人種別の専用施設や交通機関を設けています。

この法律はそれまでこれをきびしく実行していなかった地域、特にケープ州でその適用が強化されています。例えば、海岸の使用には区画があり、ノンホワイトには、もっとも近寄りにくい、危険で殺風景な海岸が割当てられています。

隔離はまた、スポーツや娯楽の分野でも行なわれています。いろいろな人種の観客が一つの会に入場を許されるのは、それが一度かぎりの催し物である場合か、あるいはノンホワイトのグループが少数人数だけの地域に限られています。(付録Ⅰ，2)

アパルトヘイト政策はアフリカ人の雇用にどんな影響を与えていますか。

国連に提出されている文書によりますと、アフリカ人はいくつかの職場で働くことを禁止されています。南アフリカ人種政策の基本的目的は、「白人のために熟練労働と高給職種をとっておき、一方アフリカ人労働者を非熟練労働および給料の低い職種におさえておく」ということであると、これらの文書は述べています。建築業界では、雇用者が都市白人地域でアフリカ人を熟練労働者としてやとうことを禁止しています。同時にヨーロッパ人はアフリカ人地域で、監督や指導者としてだけ働くことが許されています。「1951年の原住民用建築法」は、建築業界に少数の白人熟練労働者を供給し、一方熟練アフリカ人労働者を有利な職場から追い出す結果となっています。

ある職種を白人種だけのためにとっておく政策は、自動車組立工業や、自動車輸送

業、鉄道などで行なわれています。ケープ州においては、1963年に白人とノンホワイトのタクシー運転手は、それぞれ同人種の客だけしか乗車させることができなくなりました。

白人労働者は、同じような労働をする場合でも、アフリカ人労働者よりも高い給料をもらっています。1958年には、ヨーロッパ人労働者の平均給料が非ヨーロッパ人労働者の平均給料の9倍以上であったと報告されています。

アフリカ人は自分達の労働条件を、団体交渉などによって改善することができますか。

アフリカ人は団体交渉を行なう権利を与えられていません。アフリカ人は法律によって保護される被用者（やとわれている人）となることが出来ません。したがって、労働協定は彼等に適用されません。また、アフリカ人の労働組合は登録することが出来ないのです。この結果、彼等は民間の雇用者とも政府とも団体交渉をすることが出来ないのです。ストライキは法律で禁止されています。アフリカ人労働者と雇用者との間の紛争は政府の監督下にある地域原住民労働委員会が解決することになっています。しかし、1956年の「産業調停法」は農民、家事使用人、公共事業労働者、鉱業労働者をその適用範囲から除いているので、大多数のアフリカ人労働者は、制限された労使問題解決の手段の恩恵すら受けることが出来ないのです。

有色人とアジア人は労働組合に加入することが許されています。しかし、「産業調停法」は、どのような混合（白人と非白人）労働組合をも設けることを禁じています。すでにある労働組合は、白人と原住民労働者をそれぞれ代表する個別の支部に分離させられています。そうしてこれらの人種混合の労働組合の執行機関は、白人の執行委員会が最高機関となります。（付録Ⅰ，2）

新聞その他によると、南アフリカでは数多くの差別的な法律が実施されて、多くの家庭にひどい不幸を招いているということですが、それは本当ですか。

家庭を不幸にしている法律の一つに「1950年国民登録法」があります。これは南アフリカの人々全部をその人がどの人種にぞくするかを決めて分類することを定めています。国連のアパルトヘイト特別委員会の最近のレポートは、この法律がアパルトヘ

イト制度の支柱の一つであって、家庭や家族の破かいをみちびき、大きな悲しみの原因となっていると述べています。その実例が次のように記されています。「1966年2月、11才の女生徒サンドラ・レングは、彼女が入っている白人の寄宿学校の何人かの父兄の告げ口のために、彼女の両親と二人の兄弟、それに妹は白人であるにもかかわらず、彼女だけ白人でないとされてしまいました。彼女はいくつかのアフリカ人の特徴をしめす遺伝的後退を示していると報告されました。間もなく少女は、校長先生と警察の人につれられて家に帰され、少女の両親は少女がもう学校に行くことはゆるされないのだと聞かされました。事実アパルトヘイト法のもとでは、有色人の彼女を召使いと登録する以外に家族と一緒に住むことさえ許されないのです。ビエト・レティフ近くの商店の主人であるその父親は、妻は悲しみのあまり「娘を殺して自分と一緒に死んでしまいたい」と云っていると訴えています。この話は外国の新聞にも伝えられて、この家族は多くの国から少女をひきとりたいという申し出をうけました。父親はこの分類をかえてもらうよう裁判所に訴え、もし裁判が思わしくなければ、この外国からの申し出を真剣に検討したいとのべました。1967年5月2日、プレトリア最高裁判所は訴えを退けましたが、1967年の国民登録改正法にしたがって再び分類しなおすことを考えようということになりました。こうして1967年7月、サンドラ・レングは再び白人であると決められましたが、今度は白人の学校や修道院さえも一度白人でないとされた彼女をうけいれることを断ったと報告されています。」(付録Ⅰ、4)

アパルトヘイトの下で、南アフリカはどんな教育政策をとってきましか。

南アフリカの教育政策の目的は、政府の政策にかんする次の声明にもっともよく示されています。

「教育は、その人が生活している状況に応じて、一生涯の環境にあうように人々を訓練、教育しなければならない。アフリカ人達に平等や富にかんして誤まった期待をもたせるような教育を行なっているところにはよい人種関係は生まれない。原住民教育は、それが国家の政策と合致するような方法に統制されねばならない……原住民教育の結果、欲求不満な人々を生むようでは人種関係は改善されない。」原住民問題担当大臣が1954年に行なったもう一つの声明は、南アフリカ政府の政策を次のように云っています、「都市に高等教育機関が増えることは望ましくない……出来る限り、原住民指定居住地区に高等教育機関が設置されるよう……慎重に計画したい。パンツ-

族はあらゆる点で自分自身の人種社会に奉仕するよう指導されねばならない。労働のレベルの高いヨーロッパ人の社会に彼等が入りこめる余地はない。」（付録Ⅰ， 2）

アパルトヘイトに反対する人々を押さえつける手段は強化されていますか。

南アフリカでは専断的で抑圧的な法律の下でアパルトヘイトに反対した人達の裁判がつづいています。これをやめるようにという国連安全保障理事会や総会のいくつもの決議に背いてこれらの人々に死刑が宣告され、死刑執行が行なわれました。決議は、南アフリカに対して、アパルトヘイト政策に反対する行為のために死刑の判決をうけた人々の刑の執行をとりやめること、アパルトヘイト政策に反対したために牢屋に入れられたり、拘禁、またはその他の制限をうけているすべての人々を特別に釈放することを要求しました。

1967年に37人の南西アフリカ人が南アフリカで裁判にかけられましたが、これは南西アフリカに対する南アフリカの委任統治を終了するという国連総会の決定にまっこうから歯向う行為です。というのは、南アフリカの北側にある南西アフリカは戦前は国際連盟がその統治を南アフリカに委せてそれを監督していましたが、国際連盟がなくなって国際連合が生まれたとき、委任統治であった南太平洋諸島など他の地域は全部国連の監督をうける信託統治領になったのに、南アフリカのみが国際連盟とのとりきめで南西アフリカを委任統治領にしたのだから国連に何の権利もないといって信託統治領にすることを拒否して、同地にまで人種差別政策を実行しているのです。そこで国連総会は1966年、南アフリカの南西アフリカに対する委任統治権をとり上げることに決めました。

アパルトヘイト特別委員会は、刑期が終った後でさえもアパルトヘイトの反対者達には、各種の禁止令、家宅捜査あるいは追放命令に服しているとの報告をうけとっています。多くの人々が旅券を取り上げられ、またある人は、耐え難い生命の危険のために退出許可をえて、南アフリカをあとにせざるをえなくなりました。（付録Ⅰ， 4）

アフリカ人は自由に南アフリカをはなれることが出来るのですか。

1959年には16万1,557人の白人が他国を訪れましたが、ノンホワイトはたった5,813人が旅券の発行をみとめられたにすぎません。アフリカ人が旅行することに対する政府の政策は、次のようだと言われています。「彼等が皮膚の色による柵のないよう

な国に行くことは、許されてはならない。そのような国で平等な取扱いをみて、社会秩序の中で自分達は劣った地位にいるのだという考えが強まるかもしれないから。」
(付録Ⅰ， 2)

南アフリカ国内でアフリカ人の移動の自由を制限することが何の役に立つのでしょうか。このことについても特別の法律がありますか。

「1952年の原住民法（通行証の廃止と書類による調整）」によりますと、アフリカ人に対するかつての「通行証」の制度は住民手帳にとって代りましたが、アフリカ人以外の人々は単に身分証明証をもっていることだけが要求されているにすぎません。「白人」地区に居るアフリカ人で住民手帳をもっていないことがみつかるのと罰金をとられるか、または牢屋に入れられます。この法律や他の「流入管理法」によって、何千というアフリカ人が不適格だとして長年住みなれた土地から追放され、全く未知の居住地区へ送られました。そればかりか、これらの法律は都市にアフリカ人労働者が自分達の家族と共に住むことを妨げるために用いられることがますます多くなったのです。

都市に住むアフリカ人は、いつどんな時にでもいろんな口実をもうけて町に居る保証をとり消されることがあります。しかし都市のアフリカ人労働者に対する求人はず加しつづけており、従って、都市のアフリカ人の数も増えています。

特別委員会の報告書は、結論的にどういう意見をのべていますか。簡単に教えて下さい。

国連アパルトヘイト特別委員会の報告書は、「南アフリカ政府の政策が原因となっておこる暴力的な衝突の危険」に注意を向け、「人民の、正当な権利を獲得するための平和的努力が抑圧されているために、人民はやむをえず地下組織的な暴力手段をとらざるをえなくなるのだ」と書いています。

前に特別委員会の報告は次のようにのべました。「南アフリカの状態は、まず最初に南西アフリカ地域で、次に1967年8月から9月にかけて南ローデシアでいくつかの暴力的あるいは武力をともなった衝突をひきおこしました。このような衝突をおさえるため、施政国であるイギリスの権限や国連安全保障理事会の決議に背いてまで南アフリカ保安軍が南ローデシアに入ったということは、重大な国際的非難のもとになっています。」(付録Ⅰ， 4)

南ローデシアというのは南アフリカの北側にある地域で、イギリスの植民地です。

ここにある現地のイワン・スミス政権はやはり白人少数者による支配をめざして人種差別政策を行なっていますが、1965年11月、イギリスをはじめ世界のほとんどの国の反対にもかかわらず一方的に独立を宣言してしまいました。国連ではこの政権をたおすため、この国と貿易をしないなどのこらしめを行なっていますが、スミス政権は南アフリカの援助をえて、まだ続いています。

南アフリカ軍は暴動を押えるために 南アフリカの国境を越えて使用されているのですか。

1967年9月8日、南アフリカ首相は、南アフリカ警察軍が、「テロリスト」と戦うために、ローデシアの承諾をうけてローデシアで行動中であるとのべました。9月14日、イギリス政府は南アフリカに対し、イギリス領であるローデシアへ南アフリカ軍が非合法的に進入したと抗議しました。これに対し1967年9月24日、フォルスター首相は次のような声明を発表しました。

「アフリカ民族会議や汎アフリカ主義者会議などという秘密の破かい団体のテロリスト達に対しては、その活動が認められているどんな地域においても南アフリカは断固たる行動をとる。このことはすでに決定されたのであって、今後も行動をおこす必要性がなくならぬ限りはこの決意は変わることはない。この点について南アフリカは他の国からの指図をうけるつもりはない。われわれは自ら適切と思うやり方で自分の利益を守らねばならない。この行動への決意は慎重に考えた末、行なわれたものである。」(付録I, 4)

南アフリカの南西アフリカに対する委任統治を終結するという 国連総会の決議に対して、南アフリカはどんな態度をとっていますか。

1967年6月11日、フォルスター首相は、南アフリカは南西アフリカに対する国際連合の決定には何の興味もなく、それに注意を払うつもりはないと述べました。一方南アフリカ政府はいよいよオデンダール計画の実施にとりかかることにしたのです。この計画によるとオデンダール地方の半分を人口の少ない白人達に与え、残りをいくつかの部族居住指定地区に分けようというのです。

この地域ではこれに反対して多くの事件が occurred しました。1967年6月27日、この月のはじめに施行されたテロリズム法によって37人の南西アフリカ人が告発されました。この新しい法律は、テロリズムあるいはテロリストをかくまったり助けたりした

という罪に対して、死刑もしくは5年以上の刑をきめています。この法律は1962年にまでさかのぼって人々を罰することが出来ます。(付録I, 4)

これは近代的な刑法の考え方を否定する大層野ばんなやり方です。というのはふつう近代国家では、ある法律ができる前におかしたその法律に違反する行為は罪にならないというのが、広くみとめられた考えだからです。

3月21日が人種差別をやめるための国際日ときめられたのは何故ですか。

すべてのアフリカ人は自国内を移動するためにはいつでも住民手帳をもっていなければいけないという政府の命令に抗議して、1960年3月21日、南アフリカのいくつかの町で静かな反対デモが行なわれました。多数のアフリカ人がこの日は通行証を自宅に置いて、通行証を持っていないということ——このことは南アフリカの法律では罪なのです——で自分達を警察にたい捕させようとして警察署の前で平和的に集会を開きました。フェリニギングの町では交番へ向っていたデモ隊の人達は、警官隊が催涙弾を使ったり、発砲したりしたため押しとどめられました。シャープビルでは警察は装甲車をもち出して群衆に発砲し、空ではデモに加わった人々をおどかすために頭上低くジェット戦闘機がとびかいました。その結果74人が殺され、184人が負傷しました。

1966年9月、ブラジルで開かれたアパルトヘイトに関する国際セミナーで、「シャープビルでの大虐殺を毎年思い起こす」べきことがきめられました。国連総会は1966年、毎年3月21日の人種差別をやめるための国際日とすることにきめました。

南アフリカのアパルトヘイトに対して国連ではどんな行動をとってきましたか。

南アフリカ政府は、自国の人種政策は国の中のことであるから国連の権限外のことだと立場をとっていますが、国連総会や安全保障理事会はアパルトヘイト政策は国連憲章違反であり、したがって国連がこの問題を取り上げる能力があると考えています。事実、南アフリカの人種政策は1946年の第一回総会以来ずっと国連で討議されてきました。この年から1952年までは、討議はインド・パキスタン出身で南アフリカの国民となった人々の権利侵害の問題にかぎられていました。1952年に、より広いアパルトヘイトの問題が新たに議題に加えられました。この2つの関係ある問題は1962年に一つになって「南アフリカ共和国政府のアパルトヘイト政策」という議題になりました。1962年、総会は個別的にまたは共同で次のような行動をとるよう要求しまし

た。

——南アフリカ共和国政府との外交関係を断つこと。

——南アフリカの国旗をあげているすべての船を自国の港から閉め出すこと。

——自国船が南アフリカの港へ入ることを禁止すること。

——南アフリカのすべての商品をボイコットし、南アフリカにすべての武器や弾薬を輸出しないこと。

——南アフリカ政府および南アフリカの法律で定められた会社にぞくするすべての飛行機の自国への着陸や、通過を拒否すること。

また国連総会は、南アフリカの人種政策を調査するために特別委員会をこしらえて、時々総会および安全保障理事会に報告するよう指示しました。

南アフリカの実質的なボイコットをよびかけた他に国際連合は、南アフリカにおけるアパルトヘイト、人種差別および植民地主義の問題にかんして南米のブラジルとアフリカのザンビアで国際セミナーをひらきました。この2つのセミナーは、国際連合が南アフリカでの人種隔離^{かくり}に反対する運動を一層つよくすすめることを要求したのです。

1965年、南アフリカに対する国連信託基金ができました。これはアパルトヘイトに反対したために南アフリカで裁判をうけている人々に法律的援助を与えたり、迫害にあった人々の家族を助け、囚人を教育し、南アフリカから逃れた人々を救うためのものです。受託者委員会の下で、各種団体や、国外へ逃れた人々をうけ入れている国々の政府やその他の団体に対して信託基金の中から資金援助が与えられます。

南アフリカ人を国外で教育したり訓練したりするため、国連教育訓練計画というものも設立されました。総会は、アパルトヘイト特別委員会が専門機関、地域団体、国や民間団体の協力をえてアパルトヘイトに対する国際的な反対運動をすすめさせることにしました。また総会は世界中の国でそのための国内委員会が設置されることを提案しました。総会決議 2307 (XXII) は特別委員会への要望を次のようなことばでべています。

(a) 国際人権年(1968年)中に、国連本部以外の場所で特別委員会をひらくこと。

(b) 国連事務総長と相談して専門家による助言サービスを行なうか、あるいはこの反対運動がとり上げている主な問題点の特別研究をおこなうこと。

(c) 国連事務総長、国連専門機関や他の団体と相談して、アパルトヘイトの邪悪さと、これをやめさせるために国際社会が行なっている努力とについて、出来る限り

広く事実を人々に知らせるためにはどうすればよいかという考えを（1968年）の第23回国連総会に報告すること。

国際連合の活動についての1966—67年年次報告の中で事務総長はこうのべています。

「南アフリカにおける現在の状態と、これに対する国連の努力について、事実をできる限り広く人々に知らせる必要があるということを、総会やアパルトヘイト特別委員会が声を大にして強調している。総会や同委員会は、より効果的な国連の行動をおこすためのもっと広い範囲の支持をえるためには、専門機関や民間団体と協力して、事実を知らせる努力を強力にすすめることが必要だと考える。

この目的のために、総会の決議2144（XXI）にしたがって国連事務局内にアパルトヘイト室が設けられてアパルトヘイト政策の害毒を最大限に広く人々に知らせることになった。このアパルトヘイト室は、国連広報局と協力して事務局のなかで活動を行なっている。

総会の決議2142（XXI）に従って、国連人権委員会とアパルトヘイト特別委員会の積極的賛成をえて3月21日を人種差別をやめるための国際日として記念したが、これはアパルトヘイト政策の事実を人々に知らせるのに大そう役立った。

さらに、人権委員会と経済社会理事会は、南アフリカ共和国における政治上の犯罪人の取扱いの問題、労働組合の権利がおかされたという訴えおよび基本的自由の侵害の問題を審議した。こういう問題に対して行なわれたいくつかの決定や調査、その報告などによってこれらの機関では、南アフリカ政府が差別的な人種政策をやめざるをえない圧力となることを期待して南アフリカの現状の危険性を世界の世論にうったえる努力も行なった。

総会とアパルトヘイト特別委員会はまた、すべての国に対し、アパルトヘイト政策とたたかう人々へ効果的な政治的、精神的、物質的援助を行なってほしい、と訴えた。」（付録1，6）

南アフリカ政府は総会の決議に対してどういう態度をとりましたか。

南アフリカは、アパルトヘイト問題についての総会の決議にしたがうことをずっと拒みつづけています。その結果総会は、ただ漠然と加盟国みんなに努力をしてほしいと訴えるだけでなく、特に南アフリカ共和国と大量の貿易を行なってそこから利益をあげているために、南アフリカに都合のわるい決定が国連で行なわれるのを好まない

国々に特に強く働きかける必要があることに気付きました。

1967年の第22回総会は、南アフリカ政府が世界の世論を無視してアパルトヘイト政策の実施を強めているのは、同国の後にはこの国と貿易をしてお互いに利益をえている国々がいるからだと考え、これらの国々の行動が、政治的、経済的および軍事的協力を通じて南アフリカ政府がその人種政策にこり固まらせるのに役立っているのだと非難しました。そして国連専門機関が南アフリカの技術的、経済的援助を行なうことを断るようもめました。

また総会では、南アフリカにおける状態は国際平和を脅やかすものであり、アパルトヘイトの問題を解決するためには最後の手段として、武力に訴える他ないと考える国も増えています。国際連合はある国に対して強制的な経済制裁を加えることはできますが、その事は総会ではなくて安全保障理事会が決定する権利をもっています。そこで総会は安全保障理事会に対してそのような決定をするようすすめています、理事会はこれまでそのような決定をしていません。

南アフリカにおけるアパルトヘイトの問題に対して 国連加盟国はどんな立場をとっていますか。

加盟国の圧倒的多数はアパルトヘイトを非難し、これは国連憲章の原則をふみにじる悪質な行為だと考えています。しかしながら南アフリカ政府が一向に総会や安全保障理事会の決議にしたがおうとせず、事情を調査するためにつくられたいろんな機関に協力もしないでいることを考えれば、国際社会が最近ではただ訴えかけたり道徳的な非難をする段階を越えて、アパルトヘイト体制に反対する強制手段をとろうという強いさし迫った気持をもつようになったことは間違いありません。ただ、この点になると加盟国の間に一致がみられそうにもないのです。多数の国々は憲章第7章にもとづいて安全保障理事会が強制的行動をとることを望んでいます、主として南アフリカとの主な貿易取引国であるいくつかの国々はこれまでのところ、いくつかの理由でこのようなみちをとることに反対しています。

南アフリカへの外国からの投資はどの位になっていますか。

国連事務局のアパルトヘイト室が出した南アフリカにおける外国投資についての総合的な調査はこう結論づけています。「南アフリカ経済の中で外国からの投資は実に重要な役割を果たしている。1965年現在、この国にある外国人財産は全体で48億200

万ドルと推定される。この国に財産をもっている主な「債権」国の最大のものはイギリスで、次いでアメリカがあります。この2国分を合わせると1965年の南アフリカでの外国人投資の70パーセントをしめるものと計算されます……南アフリカへのイギリスとアメリカの民間直接投資からの稼ぎは、もっとも新しいデータによれば、それぞれ年間1億7,300万ドルおよび1億100万ドルにのぼるとのことです。」(付録I, 5)

この抑圧的な政策を改善するため 南アフリカの個人はどんな方法をとることが出来ますか。

人種隔離と差別が国家の政策として確立されているような国では、個人というようなものは全く無力です。けれども、南アフリカの挑戦に立ち向い、国連憲章および世界人権宣言の原則に沿ってこの問題の解決をもとめることが国際社会の義務であるという信念が、世界中の良き男女の間で育ってきています。

この問題を扱うため国際連合は 1968 年中にどのようなことをしようとしていますか。

ごく最近総会は、安全保障理事会がこの件をまたとり上げるよう求め、経済的、政治的、軍事的協力をする事で南アフリカ政府がその人種政策を押し通すのを奨励したすべての国々の行為、なかでも南アフリカとの主な貿易国の行動を非難し、またすべての国々がこの問題にかんする安全保障理事会の決議に完全にしがたって一刻も早く南アフリカと手をきるよう要求しました。国連の専門機関の一つである世界銀行は1967年南アフリカへ経済援助をすることにきめました。総会は世界銀行に対して南アフリカへの援助をやめるように要求し、すべての国際機関が南アフリカにおけるアパルトヘイトに対する反対運動に力をかしてほしいと要請しました。

国連事務総長は、国連の活動にかんする1966—67年年次報告の中で次のようにのべています。

「前にも度々私が強調したように、国際連合が、南アフリカにおけるこの困難な問題を平和的に、正しく解決出来るよう有効な影響力をおよぼせるかどうかということは、結局、安全保障理事会の常任理事国と、南アフリカとの主な貿易国が自発的に自分達の立場をふりかえて、南アフリカにその方針をすてさせるように説得するかどうか、また国連憲章や安全保障理事会、総会などの決議にしがたって解決をもとめようとする意志と能力があるかどうかにかかっている。この方向へむかって前進するこ

とが絶対に必要であって、重大な結果をひきおこすかもしれない状態が、一層わるくなるのをくい止めるために急がねばならない。」（付録Ⅰ， 6）

付 録 I

アパルトヘイトに関する国連主要文書*

1. 事務総長に対する南アフリカ国連代表書簡 (A/6688, 1967年 8 月11日)
2. 政治的, 経済的, 社会的, 文化的分野における人種差別の特別研究 (特別報告者^{ラボルター}ヘルナン・クルツ提出の報告書) (E/CN. 4/Sub. 2/276, 1967年 7 月24日)
3. 人種および人種的偏見に関する声明 (UNESCO/NYO/67/62, 1967年10月23日)
4. 南アフリカ共和国政府のアパルトヘイト政策に関する特別委員会報告 (A/6864/Add. 1, 1967年10月26日 ; S/8196/Add. 1)
5. 南アフリカ共和国における外国投資 (A/AC. 115/L. 56/Rev. 3)
6. 事務総長年次報告序文, 1966年 6 月16日～1967年 6 月15日 (A/6701/Add. 1)

* ここに掲げた文書はすべて国連広報センター図書室および全国の国連寄託図書館にあり, いずれも常時, 一般の方々に公開しておりますから御利用下さい。国連図書館の住所は33頁にあります。

付 録 Ⅱ

アパルトヘイトに関する最近の決議

総会決議2202 (XXI), 1966年12月16日採択

A

総会は、

この問題に関する総会決議、特に1962年11月6日の決議1761 (XVII), 1965年12月15日の決議2054 (XX) および1966年10月26日の決議2144 (XXI) を想起し、

安全保障理事会の1963年8月7日の決議181 (1963), 1963年12月4日の決議182 (1963), 1964年6月9日の決議190 (1964) および1964年6月18日の決議191 (1964) の規定を想起し、

南アフリカ共和国政府のアパルトヘイト政策に関する特別委員会の報告書に留意し、かつ国際連合の主催によるアパルトヘイト反対の国際運動に関する同委員会の提案に賛同し、

1966年8月23日から9月4日までブラジリアで開催されたアパルトヘイトに関するセミナーの報告書に満足の意をもって留意し、

南アフリカにおけるアパルトヘイト政策の強化および国境付近の植民地主義人種差別主義政権に対する南アフリカ政府による直接的支援がアフリカ南部における事態を悪化させていることに深く懸念し、

南アフリカ政府の政策は南アフリカにおけるアパルトヘイトの永続化を目的とし、国境付近の植民地主義人種差別主義政権を強化し、隣接独立国家の保全と主権を脅かすものであることに懸念をもって注目し、

1. 南アフリカ政府が実施しているアパルトヘイト政策を人類に対する罪として非難する。
2. 南アフリカにおける事態およびその結果としてアフリカ南部に生じている爆発の危機をはらんだ事態は、国際の平和と安全に対して引き続き重大な脅威となっていることを再確認する。
3. 総会決議の履行に協力せず、南アフリカ共和国政府のアパルトヘイト政策に關

する特別委員会に参加することを拒否し、かつ、南アフリカ政府との協力を増大して南アフリカの人種差別政策の固執を奨励してきた安全保障理事会の3常任理事国を含む対南アフリカ貿易国の態度を遺憾とする。

4. 総会の度重なる訴えにもかかわらず南アフリカ政府と行なっている協力の増大が暴力闘争の危険性を悪化させている事実に対南アフリカ主要貿易国の注意を喚起し、かつ、南アフリカとの関係を断絶する方向に向って緊急に措置をとり、またアパルトヘイトを撤廃させるために国際連合の主催の下に効果的行動をとるようこれらの国に要請する。

5. すべての国家に次の事項を要請する。

a) 安全保障理事会が南アフリカへの武器、あらゆる種類の爆薬、軍事車両およびこれらの製造や維持のための設備、資材の販売や引渡しを直ちに停止するようすべての国に厳粛に要請した決定に完全に従うこと。

b) 南アフリカとの、特に投資と貿易の分野における、より緊密な経済、財政関係の樹立を阻止し、また南アフリカ政府もしくは南アフリカ商社に対する自国銀行の借款を阻止し、この点に関連してとった措置の報告書を事務総長に提出すること。事務総長はそのような報告書を総会とアパルトヘイト特別委員会に回付する。

c) アパルトヘイトに関するセミナーの結果にかんがみ、アパルトヘイト政策と闘っているすべての人々に対する効果的な政治的、精神的、物質的援助を検討すること。

d) アパルトヘイトの犠牲者を援助するための人道的諸計画に適切かつ寛大な拠出を行なうこと。

e) 南アフリカからの難民に対して庇護を与え、旅行の便宜および教育、雇用の機会を与えるよう努力すること。

6. 事務総長に次のことを要請する。

a) 「南アフリカ共和国のアパルトヘイト政策に関する特別委員会」および「植民地とその住民に独立を付与する宣言履行に関する特別委員会」と協議の上、アフリカ南部におけるアパルトヘイト、人種差別および植民地主義問題に関する国際会議もしくはセミナーを早急に開催すること。

b) 「南アフリカ共和国政府のアパルトヘイト政策に関する特別委員会」との協議の上、南アフリカの国際貿易に関する統計を定期的に刊行する措置をとること。

c) 「南アフリカ共和国政府のアパルトヘイト政策に関する特別委員会」が南アフリカと他の諸国との経済、財政関係の緊密化に関して公刊し、かつ報告する際に、あ

らゆる必要な援助を与えること。

d) 国際復興開発銀行と協議し、1965年12月20日の総会決議2105 (XX), 1965年12月21日の総会決議2107 (XX) および本決議の規定に従うようにさせ、第22回総会に報告すること。

e) 「南アフリカ共和国政府のアパルトヘイト政策に関する特別委員会」にその任務を効果的に果たさせるため、適切な財政的手段を含め、あらゆる必要な手段を提供すること。

7. 南アフリカにおける事態は国際の平和と安全に対する脅威となるものであり、国連憲章第7章に基づく行動がアパルトヘイト問題を解決するために不可欠であり、世界的に適用された強制的経済制裁が平和的解決を達成するための唯一の手段であるという事実には安全保障理事会の注意を今一度喚起する。

8. 南アフリカ共和国政府のアパルトヘイト政策に関する特別委員会にその任務をより効果的に果たすためあらゆる手段をとるよう要請し、その目的のために、次の権限を同委員会に与える。

a) 本部以外で会合し、または、アパルトヘイト反対国際運動を促進し、かつアパルトヘイト問題の種々の面を調査するための方法と手段について専門機関、地域機関、各国および非政府機関と協議する目的で下部委員会を派遣する。

b) アフリカ南部でのアパルトヘイト、人種差別および植民地主義撤廃のための努力を妨害している同地域の外国経済関係者の活動を審議するため、「植民地とその住民に独立を付与する宣言履行に関する特別委員会」との協力を継続し、かつ増大する。

9. 事務総長および専門機関に対し、アパルトヘイトの犠牲者である有資格の南アフリカ人を事務局や諸計画に雇用することについて適宜援助することを検討するよう要請する。

10. 事務総長と南アフリカ共和国政府のアパルトヘイト政策に関する特別委員会が本決議の下にその任務を遂行する際に、これらに協力するよう専門機関、地域機関、国家および非政府機関に勧誘する。」

決議Aの表決結果は以下の如く賛成84、反対2、棄権13である*。

賛成：アフガニスタン、アルバニア、アルジェリア、ボリビア、ブラジル、ブルガリ

* アルゼンチン代表は、同国の賛成投票は決議Bの方にしか記録されていないが、決議Aの方にも賛成投票をしたと後日事務局の注意を喚起した。

ア、ビルマ、白ロシア、カメルーン、中央アフリカ共和国、チャド、チリ、中国、コンゴ（ブラザビル）、コンゴ（民主共和国）、キプロス、チェコスロバキア、ダオメー、デンマーク、エル・サルバドル、エチオピア、フィンランド、ガーナ、ギリシャ、グアテマラ、ギニア、ハイチ、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、イラク、エール、イスラエル、コートジボアール、ジャマイカ、ヨルダン、ケニア、クエート、レバノン、リベリア、リビア、マダガスカル、マレーシア、モルディブ、マリ、モリタニア、メキシコ、モンゴル、モロッコ、ネパール、ニジェール、ナイジェリア、ノルウェー、パキスタン、パナマ、パラグアイ、フィリピン、ポーランド、ルーマニア、ルワンダ、サウジアラビア、セネガル、シエラレオネ、ソマリア、スペイン、スーダン、スウェーデン、タイ、トーゴ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルコ、ウクライナ、ソビエト、アラブ連合、タンザニア、オートボルタ、ベネズエラ、イエメン、ユーゴスラビア、ザンビア。

反対：ポルトガル、南アフリカ共和国。

棄権：オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、フランス、イタリア、日本、ルクセンブルク、マラウイ、オランダ、ニュージーランド、イギリス、アメリカ。

B

総会は、

国連南アフリカ信託基金設置に関する1965年12月15日の決議 2054 B (XX) を想起し、
国連南アフリカ信託基金の受託者委員会の報告を附属した事務総長の報告書に留意し、

1. 事務総長と国連南アフリカ信託基金受託者委員会の基金促進の努力を賞賛する。
2. 同基金に拠出を行なった政府、機関および個人に対し謝意を表明する。
3. 政府、機関および個人に対して基金に対して寛大な拠出をするよう改めて訴える。

決議 B の表決結果は以上のように賛成 99、反対 1、棄権 1 である。

賛成：アフガニスタン、アルバニア、アルジェリア、アルゼンチン、オーストラリア

ア、オーストリア、ベルギー、ボリビア、ブラジル、ブルガリア、ビルマ、白
ロシア、カメルーン、カナダ、中央アフリカ共和国、チャド、チリ、中国、コ
ンゴ（ブラザビル）、コンゴ（民主共和国）、キプロス、チェコスロバキア、ダ
オメー、デンマーク、エル・サルバドル、エチオピア、フィンランド、フラン
ス、ガーナ、ギリシャ、グアテマラ、ギニア、ハイチ、ホンジュラス、ハンガ
リー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、イラク、エール、イス
ラエル、イタリア、コートシボアール、ジャマイカ、日本、ヨルダン、ケニ
ア、クエート、レバノン、リベリア、リビア、ルクセンブルグ、マダカスカ
ル、マラウイ、マレーシア、モルディブ、マリ、モーリタニア、メキシコ、モ
ンゴル、モロッコ、ネパール、オランダ、ニュージーランド、ニジェール、ナ
イジェリア、ノルウェー、パキスタン、パナマ、パラグアイ、フィリピン、ボ
ーランド、ルーマニア、ルワンダ、サウジアラビア、セネガル、シエラレオ
ネ、ソマリア、スペイン、スーダン、スウェーデン、シリア、タイ、トーゴ、
トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルコ、ウクライナ、ソビエト、アラブ
連合、イギリス、タンザニア、アメリカ、オートボルタ、ベネズエラ、イエー
メン、ユーゴスラビア、ザンビア。

反対：南アフリカ共和国。

棄権：ポルトガル

総会決議2307 (XXII), 1967年12月13日採択

総会は、

この問題に関する諸決議を想起し、かつ特に1966年12月16日採択の決議2202(XXI)
を再確認し、

安全保障理事会決議1963年8月7日の181(1963)、1963年12月4日の決議182(1963)、
1964年6月9日の決議190(1964)および1964年6月18日の決議191(1964)を想起
し、

南アフリカ共和国政府のアパルトヘイト政策に関する特別委員会の報告書を審議
し、

ザンビアのキトウェで開催された「アフリカ南部におけるアパルトヘイト、人種差
別および植民地主義に関する国際セミナー」の報告書に満足の意をもって留意し、

国際復興開発銀行との協議に関する事務総長の報告書に留意し、

南アフリカ政府の人種差別政策が暴力闘争と爆発の危機をはらんだ事態を導いていることに深い懸念をもって留意し、

南アフリカ共和国における事態とその結果としてアフリ南部に生じている爆発の危機をはらんだ事態が引き続き国際の平和と安全への重大な脅威となっていることに確信し、

アフリカ南部におけるアパルトヘイト、人種差別および植民地主義を撤廃するための国際的な努力をより以上に、かつより緊密に調整することが不可決であると考慮し、

1. 南アフリカ政府が実施しているアパルトヘイト政策を人類に対する罪であると繰り返し非難する。

2. 人種、皮膚の色もしくは信条による差別のないすべての南アフリカ人民の人権と基本的自由のために南アフリカ人民が行なっている闘争の合法性を認めることを再確認する。

3. 南アフリカにおける事態は国際の平和と安全への脅威となるものであり、国際連合憲章第7章に基づく行動がアパルトヘイト問題を解決するために不可決であり、世界的に適用される強制的経済制裁が平和的解決を達成する上で唯一の手段であるとの確信を強く繰り返す。

4. 南アフリカおよびアフリカ南部全体における重大な事態に今一度安全保障理事会の注意を喚起し、今までの理事会決議を完全に履行させ、かつ南アフリカ政府のアパルトヘイト政策を終結させるためのより効果的な措置を採択する目的で、アパルトヘイト問題の審議を再開するよう安全保障理事会に要請する。

5. 特に対南アフリカ主要貿易国の行動およびこれら外国の財政的、その他の利害関係の保持者の活動を非難する。これらはすべて、南アフリカ政府への政治的、経済的、軍事的協力を通して、同国政府の人種差別政策の固執を奨励するものであり、総会および安全保障理事会の関連決議に反するものである。

6. この問題に関する安全保障理事会の諸決議に完全に従い、南アフリカとの関係を断絶するための手段を緊急に講じ、アパルトヘイト撤廃のために、国連の主催の下により効果的な行動を進められるように、あらゆる適切な措置をとるようすべての国、特に対南アフリカ主要貿易国に要求する。

7. 国際復興開発銀行に南アフリカ政府への財政的、経済技術援助を拒否すべきとの要請を繰り返し、これに関連し、同銀行は国際連合の偉大な目的に反する可能性のあるいかなる行動をも回避するとの確約を与えるだろうとの希望を表明する。

8. 憲章に認められている諸権利のために合法的な闘争を続けている南アフリカ人民に対して適切な精神的、政治的かつ物質的援助を提供するようすべての国家および機関に訴える。

9. アパルトヘイトの害悪に関する世論を啓発する目的をもつ国家機関の設置を奨励し、そのような機関の経過と活動に関して事務総長に毎年報告するようすべての国に勧誘する。

10. 国際人権年に、国際人種差別撤廃日である1968年3月21日を南アフリカの抑圧されている人々と共に適切な厳粛さをもって記念するようすべての国に要請する。

11. ブラジリアで開催された「アパルトヘイトに関するセミナー」およびザンビアのキトウェで開かれた「アフリカ南部におけるアパルトヘイト、人種差別および植民地主義に関するセミナー」の報告書をすべての国連機関に推しようする。

12. 「南アフリカ共和国政府のアパルトヘイト政策に関する特別委員会」に、1962年11月6日の総会決議1761（XVII）に基づく特別委員会の権限内で、総会の関連決議およびキトウェで開催された国際セミナーの結論と勧告を考慮に入れ、アフリカ南部における人種差別と植民地主義問題に関与する他の特別機関との協力を強化するよう要請する。

13. 南アフリカ共和国政府のアパルトヘイト政策に関する特別委員会に、引き続きその任務を果たし、アパルトヘイト反対の国際運動促進の努力を強化し、この目的のために、そのために割当てられた予算の範囲内で、次の事項を行なう権限を同委員会に与える。

a) 国際人権年内に国連本部以外の場所で特別会期を開くこと。

b) 事務総長と協議の上、同反対運動の特定の面に関する専門家の諮問業務もしくは特別の研究を準備すること。

c) 事務総長と専門機関、地域機関および関連非政府機関と協議し、アパルトヘイトの害悪とそれを撤廃させるために行なっている国際社会の努力に関する情報を、出来るだけ広く周知させるために適切にとられる措置に関して第23回総会に報告書を提出すること。

14. アパルトヘイトの害悪に関する情報の普及を強化し、南アフリカと他の諸国との経済、財政関係に関する情報を定期的に刊行するよう事務総長に要請する。

15. 国家、専門機関、地域機関および非政府機関に事務総長と南アフリカ共和国政府のアパルトヘイト政策に関する特別委員会と協力し、本決議に基づく任務を達成す

るよう要請する。

この決議は挙手による表決で行なわれ、賛成89、反対2、棄権12で採択された。

人権委員会決議3 (XXIV), 1968年2月16日採択

人権委員会は、

人種、性、言語もしくは宗教による差別のないすべての人の人権と基本的自由の普遍的尊重と遵守を含む国連憲章第55条に規定されている目的達成のために、合同および個別の行動をとるとすべての加盟国が第56条の下に負っている義務を心に留め、

「すべての国、特に植民地および他の従属国と地域における人種差別と隔離、アパルトヘイトの政策を含む、人権および基本的自由の侵害の問題」に関する経済社会理事会の決議1164 (XLI) および総会決議2144 A (XXI) に注目し、

総会が南西アフリカに対する南アフリカの委任統治を終結させた総会決議2145 (XXI) を考慮に入れ、

南アフリカ共和国政府のアパルトヘイト政策に関する総会決議2307 (XXII) ならびに南西アフリカ問題に関する決議2324 (XXII) および2325 (XXII) を考慮し、

なにかんずく、アパルトヘイト政策とその実施を撤廃するための国連の過去の行動を研究する特別報告者^{ラボルター}を任命した同委員会の決議7 (XXIII) を想起し、

決議7 (XXIII) の下に任命された特別報告者^{ラボルター}の報告を考慮し (E/CN. 4/949 と Corr. 1, および Add. 1 と Add. 1/Corr. 1, ならびに Add. 2-5),

1966年にブラジルにおいて、かつ1967年にザンビアにおいて開かれたアパルトヘイトに関するセミナーの文書および勧告を考慮に入れ、

南アフリカ、南西アフリカおよび南ローデシアの非白人に対する南アフリカ共和国および南ローデシアの非合法的人種差別主義の少数者政権の非人間的な慣行の事実を深く懸念し、

国連の努力にもかかわらず、南アフリカ共和国政府と南ローデシアにおける非合法的政権はアパルトヘイトおよび人種差別政策を引き続き強化している事実を遺憾とし、

南アフリカ共和国政府と南ローデシアの非合法的政権は、数多くの国が彼等との貿易を継続し、外交的、文化的小およびその他の連携と関係を維持し、かつ彼等に軍事的

援助を提供している事実から、アパルトヘイトおよび人種差別政策への支援を得ていることに注目し、

アフリカ南部における人権のはなはだしい侵害は深刻な国際的懸念となっており、国際連合による緊急かつ効果的行動が必要であると考慮し、

A

1. アパルトヘイトの実施は人類に対する罪であり、アフリカ南部における事態は国際の平和と安全に対する脅威となるものであることを再確認する。

2. 国際連合憲章および世界人権宣言の完全かつはなはだしい侵害であるアパルトヘイトの非人間的政策の永続化と強化ならびに人間の良心の侮辱および無礼に対して、南アフリカ共和国政府を非難する。

3. アフリカ南部における非白人を抑圧し、所有権を取り上げ、はずかしめるべく制定し、かつ実施している法律や慣行を強く非難する。

4. 非合法的かつ不正な法律の下に37名の南西アフリカ人の最近の逮捕および裁判、ならびにそのうちの33名に対する不法な有罪決定と刑の宣告をさらに非難する。

5. いくつかの政府が、国際連合決議に反し、南アフリカ共和国および南ローデシアの非合法的政權と今だに外交、通商、軍事、文化、その他の関係を維持している事実に不満の意を表明する。

6. 南アフリカと外交、通商、軍事、文化、その他の関係を維持しているすべての国に、総会および安全保障理事会の決議に従って、そのような関係を差し控えるよう要請する。

B

1. 特別報告者^{ラバールター}の総合的かつ客観的な報告書およびその結論と勧告を賞賛する。

2. 特別報告者^{ラバールター}の結論と勧告に賛同する (E/CN. 4/949/Add. 4)。

3. 特別報告者^{ラバールター}の報告と同報告に関する人権委員会の審議の要約を、テヘランで開かれる国際人権会議に送付するよう事務総長に要請する。

4. 国際人権会議に対し、同報告書の1549節に含まれている勧告を審議するよう勧告する。

5. 特別報告者^{ラバールター}に、同会議の承認を得て、同報告書を紹介するよう要請する。

C

1. 非政府機関、労働組合、教会、学生およびその他の機関に、南アフリカ政府および南ローデシアの非合法的政権がアパルトヘイトおよび人種差別反対者に対してとっている抑圧的法令、専断的投獄およびその他の非人間的行為に関する世論育成のための努力を強化するよう勧誘する。

2. 人種の平等性の原則に基づく多数人種社会の積極的推進を特に強調し、国連機関がアパルトヘイトおよび人種差別撤廃のために行なっている活動をアフリカ南部の人々に知らせる努力を強化するよう事務総長に要請する。

3. 特別報告者の報告書の中で取扱われている南アフリカおよび南ローデシアの非合法的政権の法律および慣行に関する研究の要約を刊行し、特に法律および司法機関を対象に、広く配布する準備を特別報告者と協議の上行なうよう事務総長に要請する。

D

1. 人権委員会およびアフリカ南部における人権の侵害に関与する他の国連機関、特に「南アフリカ共和国政府のアパルトヘイトの政策に関する特別委員会」、「国連南西アフリカ理事会」および「植民地とその住民に独立を付与する宣言履行に関する特別委員会」とのより緊密な協議を確保することが不可決であると考える。

2. 特別報告者の報告書を「南アフリカ共和国政府のアパルトヘイト政策に関する特別委員会」、「国連南西アフリカ理事会」および「植民地とその住民に独立を付与する宣言履行に関する特別委員会」に送付する。

3. この報告書に「少数者の差別防止と保護に関する小委員会」の注意を喚起する。

4. 「南アフリカ共和国政府のアパルトヘイト政策に関する特別委員会」、「国連南西アフリカ理事会」および「植民地とその住民に独立を付与する宣言履行に関する特別委員会」に、アフリカ南部における人権の大きな侵害問題に関して人権委員会が行なう調査の発議および進行状態を報告するよう事務総長に要請する。

E

1. 特別報告者にその任務を継続し、特に次の事項に注意を払い、結論と勧告を含

んだ報告書を作成し、第25回人権委員会に提出するよう要請する。

a) 本報告書作成以後の進展、

b) ポルトガル施政下のアフリカ領域における人種差別政策および慣行の調査、

c) 南西アフリカ住民の生命、身体の安全および権利の擁護のために法律専門家からなる大陪審の設置の可能性、

d) アパルトヘイトおよび人種差別の害悪ならびにこれらの害悪と闘っている国際連合の努力に関する情報を、ラジオ放送やその他の手段を通して、アフリカ南部の人民に流布するための適切な措置。

2. 特別報告者^{ワポルター}に必要な文書を提供し、総会決議2144 A (XXI) によって設置されたアパルトヘイト室の資源を十分利用出来るように援助するよう事務総長に要請する。

3. 特別報告者^{ワポルター}と協力し、本決議に基づく機能を果たす際の援助を専門機関に要請する。

4. 特別報告者に、その報告書作成にあたり、「南アフリカ共和国政府のアパルトヘイト政策に関する特別委員会」、「植民地とその住民に独立を付与する宣言履行に関する特別委員会」および「国連南西アフリカ理事会」と協議する権限を与える。

本決議は32カ国人権委員会で賛成24、反対なし、棄権7で採択された。

国 連 資 料 室 東京都文京区本郷7丁目3-1 東京大学附属図書館内
(電812-2111)

京都国連寄託図書館 京都市下京区塩小路通新町 関電ビル内(電371-8141内277)

国 連 寄 託 図 書 館 札幌市北8条西5丁目 北海道大学経済学部内(電71-2111)

国 連 寄 託 図 書 館 仙台市片平町75 東北大学附属図書館内(電23-5111)

国 連 図 書 館 広島市千田町 広島大学附属図書館内(電41-1225)

国 連 寄 託 図 書 館 北九州市小倉区 小倉中央図書館内(電57-2314)

国立国会図書館 東京都千代田区永田町(電581-2331)

国連広報センター 東京都千代田区大手町 新大手町ビル411(電211-1026)

Title : "The Anatomy of Apartheid"
Language : Japanese
Job No. : 68-16327
Date : 30 July 1968
Q'ty. : 5,000 copies

昭和43年9月10日 印刷
昭和43年9月15日 発行

発行者

国際連合広報センター
東京都千代田区大手町2-4
新大手町ビル411号
電話211-1026〜9番